

令和6年度第2回4機構公共工事入札監視委員会(臨時開催) 議事要録

日時:11月6日(水)10:00~10:40

場所:オンライン(zoom)

出席者(敬称略) : 竹内、溝内、鈴木 各委員

陪席者 : 人間文化研究機構、情報・システム研究機構

(高エネ機構事務局等:横田、山本、宮本、瀬谷、倉田、塚本)

配付資料

資料1 令和6年度第1回4機構公共工事入札監視委員会(臨時) 議事概要

資料2 出来高算出の考え方

資料3 出来高確認表(別添)

資料4 打合せ議事録(元請業者⇄1次下請け業者)

資料5 スライド額調書の比較(前回報告からの見直し結果)

資料6 スライド額調書(参考)

参考資料1 4機構公共工事入札監視委員会連絡会議設置要綱

参考資料2 4機構公共工事入札監視委員会の組織及び運営等に関する実施要項

参考資料3 4機構公共工事入札監視委員会の組織及び運営等に関する申し合わせ

参考資料4 「4機構公共工事入札監視委員会」委員委嘱名簿

議事

1. 高エネ機構事務局からの説明

高エネルギー加速器研究機構が発注したPFI事業における事業契約書のスライド条項適用に伴う請負代金額の変更について、高エネルギー加速器研究機構施設部整備管理課より資料1から資料6に基づいて説明があった。

2. 委員からの質疑・意見及び高エネ機構からの回答

(鈴木委員)3ページ目の単価適用の時期について、1月4日時点で公表されていた最新の数字である11月調査の物価資料を使用したという理解でよろしいか。

(高エネ塚本)その通りです。

(竹内委員長)「予測せざる事象」とは、今の説明だと文科省に確認したところ、戦争とか動乱ということだった、ということだが、今回の案件には該当しないのではないか。

(高エネ横田)予測せざる事象の場合だと3項目あるスライド条項のうち、インフレスライドを適用する。今回の案件は全体スライドを採用しているため、この事象には当てはまらないということ

補足的に説明させて頂いた。

(溝内委員)「予測できない特別な事情」を要件とするスライド条項は適用しないということだが、今回適用となる条項について改めてご説明いただきたい。

(高エネ塚本)スライド条項には大きく分けて3つある。ひとつは特定の材料等、価格に中心変動が生じたということで、単品スライドと言われるものである。二つ目は、急激なインフレ、またはデフレ短期的かつ急激に賃金上昇、物価水準が変動した場合のインフレスライドと言われるものである。これが先ほど申し上げた「予測できない特別な事情」の際に適用するものです。3つ目が今回のケースに適用される全体スライドと言われるものです。これは、契約締結が一年以上経った後に賃金水準または物価水準が急激でなく緩やかに変動した場合などに適用するものです。今回の場合、契約後一年以上経過した後で賃金水準、物価水準が徐々に上がってきたということも踏まえて適用しました。

(溝内委員)今回は三つ目の全体スライドを適用するので、それに応じた金額を変更するという整理でよいか。

(高エネ塚本)その通りです。

(溝内委員)特別な事情がなくても契約締結月日から一年以上経つようなケースにおいては、この全体スライドを適用される可能性があり、金額が変わりうる制度だということか。

(高エネ横田)その通りです。国交省などでは、工期が十年かかるトンネル工事等があり、複数年で契約した場合、毎年労務単価が変動するため、変動に伴い増額した金額で変更契約させるための制度という側面もある。労務単価は毎年3月頃に変更されるので、業者の申請に基づき契約変更するよう国交省などから通知が届くようになっている。

(溝内委員)理解しました。

(竹内委員長)国交省の全体スライドを適用した場合の計算は、国交省が定める全体スライド条項運用マニュアルしか存在していなく、文科省作成のものはないので、国交省作成のマニュアルを参考にして計算するということか。

(高エネ塚本)その通りです。

(竹内委員長)マニュアルには解釈に幅があり、業者との交渉で決まるものなのか、それとも客観的に明確に決まるものなのか。

(高エネ塚本)前回の場合だと事業者側の考え方と機構側の整理の仕方が異なっていたため、解釈の違いが生じた。

(竹内委員長)つまり今回の見直しは、どちらかというど発注者側の考えとして、物価の影響がないのにスライド対象になるのはおかしいので、交渉して合意に至っているということか。

(高エネ横田)その通りです。前回の審議で出来高がもう少し上がっているのではとの指摘を受けて、精査したところ、減額する方向で業者と契約変更する方向で進めている。

(竹内委員長)一番大事なのは、物価の影響を受けているのかどうか、ということ。これから下請け業者が調達するのか、すでに調達済みで物価の影響を受けないのか、そこを吟味して適用する

ことが必要。細かい部分まで検討いただいて出来高を算定すれば適切といえると思う。

(高エネ横田)実際に受注者の契約が済んでいる部分を特定できるよう、書類をもとに精査を行った。

(竹内委員長)大変な作業だったと思われます。ご対応ありがとうございます。

(竹内委員長)出来高の見直しによって、発注者側としてコスト削減になっているのでよかったと思う。

(鈴木委員)物価変動率のところで、基準日の属する月が令和5年8月となっている。前回資料は令和5年11月となっていたが、なぜ8月になったのか。

(高エネ塚本)「先行指示日」が令和5年9月となるため、8月が適切と考えました。

(鈴木委員)指示日は機器だけが適用されるものか。

(高エネ塚本)その通りです。工事については11月です。

(鈴木委員)例えば生コンクリートといったものがあるが、これも8月を適用しているのか。

どれが8月でどれが11月なのか確認したい。

(高エネ塚本)生コンクリートは11月を適用しています。電気機械の先行指示に該当する部分のみ、8月とし、その他は11月です。

(鈴木委員)最新版の物価指標ということで、その時点で公表されている物価資料の最新版の12月や1月号を適用しているという理解でよろしいか。

(高エネ塚本)その通りです。

(竹内委員長)物価変動率の基準日のご質問に対して、採用された物価指数の一部は令和5年8月、それ以外は令和5年11月のものを適用しているということですね。

(竹内委員長)前回会議の質問に対して、追加対応いただき、スライド条項についてしっかりした体制で対応できていることが確認できた。

(施設企画課)

ご審議ありがとうございました。審議結果及び概要については文部科学省大臣官房文教企画・防災部計画課整備計画室への報告資料として活用させていただきますのでご了承ください。

以上